

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「杉戸県土整備事務所が私〇〇〇〇に関して法務相談（顧問弁護士〇〇〇〇）に相談した時の相談内容資料（平成11年～平成28年）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成29年1月20日付けで行った開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）は、結論においては妥当である。

ただし、本件対象保有個人情報のうち、埼玉県杉戸県土整備事務所（以下「杉戸県土整備事務所」という。）が保有する平成18年1月から平成19年3月までの法務相談の記録については、既に審査請求人に対し文書の存否について明らかにしており、かつ、既に廃棄済みで保有していないのであるから、実施機関は、存否を明らかにしないで開示を拒否するのではなく、文書不存在として開示をしない旨の決定をすべきであった。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

審査請求人は、平成29年1月6日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、条例第20条及び第21条第2項の規定に基づき、平成29年1月20日付けで、本件開示請求について存否を明らかにしないで本件処分を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、平成29年4月8日付けで、実施機関に対し本件処分を取り消し、開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成29年10月6日付けで、実施機関から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受理した。

イ 当審査会は、平成29年12月4日、実施機関の職員からの意見聴取を行った。

ウ 当審査会は、平成30年1月11日、審査請求人及び補佐人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第17条第6号該当性について

仮に本件対象保有個人情報保有としたならば、県の機関が県の顧問弁護士に対して行う個別具体的な事案についての法務相談（以下「法務相談」という。）の内容を記載した情報である。

法務相談は、県の機関の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、法律的な観点からの顧問弁護士の意見を得て検討し、又は県の機関内部で協議を行い、県が法的に適切な意思決定ができるようにするために行われているものである。

ところで、弁護士は法律的に守秘義務を負っている（刑法第134条第1項、弁護士法第23条）が単に自らが守る義務を負うばかりではなく、これを知った弁護士の家族や事務職員等にもこれを守らせる義務があるとされている。さらに、秘密の保持は弁護士の業務において最も重要視されているとされており、裏を返せば、弁護士は秘密が保持されることを前提にその業務を行っているといえる。

そこで、法務相談の内容についても当然に弁護士のこの守秘義務が適用される秘匿性の高いものであるところ、仮に弁護士にとり法務相談の内容に係る情報が開示されてしまうのであれば、弁護士の意見は一般論の解釈にとどまり、個別具体的な事案に応じた率直な意見交換を行うことができなくなることが考えられる。

すなわち、県の機関が弁護士に法務相談を行うのは、個別具体的な事案に即した意見を法的知見を有する弁護士に求めることにより、県が法的に適切な意思決定ができるようにするためであるから、弁護士の意見が単なる一般的な解釈に止まるのであれば、法務相談をする意味が失われることにより、県が法的に適切な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものである。

また、当該法務相談に関し、県の機関において検討や協議が終了し、意思決定が行われた後であっても、法務相談の内容が開示されるのであれば、将来の県の検討等において、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、本件対象保有個人情報とは条例第17条第6号に該当する。

(2) 条例第17条第7号該当性について

法務相談の内容は、(1)のとおり県の機関が行う事務に関する情報である。法務相談は、(1)のとおり、その内容を開示することにより、弁護士の意見が法律一般論の解釈にとどまり、個別具体的な事案に応じた率直な意見交換を行うことができなくなることから、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、本件対象保有個人情報は、仮に当該情報を実施機関が保有しているとするれば、審査請求書及びその添付書類の記載内容から、審査請求人を相手とする県の機関の交渉又は争訟に係る事務に関する情報に該当すると認められる。

そうすると、県の機関の交渉又は争訟に係る相談内容は、当該交渉又は争訟の相手方若しくは相手方となる可能性がある者に開示することにより、県の当事者としての利益を不当に害するおそれがあるといえる。

したがって、本件対象保有個人情報は、条例第17条第7号に該当する。

(3) 条例第20条の該当性について

本件対象保有個人情報は、実施機関が当該保有個人情報を保有しているが不開示と回答しただけで、実施機関が審査請求人に関して法務相談をしたという事実を推認させることとなるものである。

それにより、法務相談の事実の有無が当該相談に係る関係者に知られることになれば、その内容が外部には開示されないという法務相談の前提が成り立たなくなることにより、(1)で述べたとおり、県の機関における率直な意見の交換若しくは意思決定

の中立性が不当に損なわれるおそれが生じることになるため、条例第17条第6号に規定する不開示情報を開示することとなる。

また、法務相談の事実の有無が当該相談に係る関係者に知られることにより、(2)で述べたとおり、法務相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、条例第17条第7号に規定する不開示情報を開示することとなる。

このような場合、条例第20条により、実施機関は当該保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることから、実施機関は、同条を適用して、本件処分により、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで本件請求を拒否したものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、杉戸県土整備事務所が私〇〇〇〇に関して法務相談（顧問弁護士〇〇〇〇）に相談した時の相談内容資料（平成11年～平成28年）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、条例第17条第6号及び第7号に該当する不開示情報を開示することとなるとして、条例第20条の規定により、存否を明らかにしないで開示請求を拒否する本件処分を行った。これに対し審査請求人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めているので、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(2) 保有個人情報の存否応答拒否について

条例第20条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

一般的に、実施機関は開示請求に係る保有個人情報が存在していれば開示決定又は部分開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。しかしながら、開示請求に係る保有個人情報、例えば特定の個人の病歴に関する情報などの存否を明らかにするだけで条例第17条第1号から第8号までの不開示情報を開示するこ

ととなる場合がある。この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしている。

(3) 本件処分の妥当性について

実施機関の説明によれば、庁内法務相談は、職務執行上の法律問題について顧問弁護士の専門的な指導、助言を受けることにより、事務の適正化及び効率化を図るために、庁内法務相談実施要領に基づき行っているものであり、実施機関では相談すべき事案が発生した際に、随時、相談を行っているとのことである。

実施機関が、本件開示請求に対して本件対象保有個人情報の存否を答えることは、実施機関が審査請求人に関して法務相談を行った事実の有無を推認させることになるため、実施機関は法務相談を行った事実が開示されることをおそれて法務相談をためらうことが想定され、また、顧問弁護士も、個別具体的な事案に応じた十分な回答を差し控えることが想定される。その結果、実施機関が法務相談を行い、その中で個別具体的な事案に応じた率直な意見交換を行うことが困難となるおそれがあり、法的保護に値する蓋然性が認められる。

このため、本件対象保有個人情報の存否を答えることは条例第17条第7号に該当する情報を開示することになり、存否を答えることはできないという実施機関の主張は是認できる。

ところで、本件対象保有個人情報のうち、実施機関が保有する法務相談記録については、平成27年3月5日付けで実施機関が審査請求人に対して交付した文書において、杉戸県土整備事務所には、「平成18年当時の相談記録は保存されておらず」と記載されており、また、平成29年2月10日付けで実施機関が審査請求人に対して交付した文書においても、重ねて「平成18年度の法務相談の記録は保存されておられません。」と記載されている。

当審査会で確認したところ、実際に当該期間の相談記録は、文書の保管期間が経過しており、既に廃棄済みであり、保存されていないとのことであった。

したがって、杉戸県土整備事務所が保有する平成18年1月から平成19年3月までの法務相談記録の部分（以下「本件部分」という。）については、既に審査請求人に文書の存否を明らかにしているものであるから、本件部分については、文書の存否についてまで明らかにしないことに合理性はなく、これを保有していないとして不開示

とすべきであった。しかしながら、本件部分については、これを保有しておらず、もはや審査請求人の開示請求に応じることはできないのであるから、本件部分についても不開示とした決定は、結論においては妥当であると認められる。

なお、実施機関は条例第17条第7号のほかに同条第6号に該当するとして本件処分を行っているが、本件処分が同条第7号に該当することは上記のとおりであり、同条第6号該当性については判断するまでもない。

(4) その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

奥 真美、長田 淳、馬場 里美

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成29年10月 6日	諮問（諮問第152号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
平成29年11月13日	審議
平成29年12月 4日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成30年 1月11日	審査請求人及び補佐人の口頭意見陳述を聴取及び審議
平成30年 2月19日	審議
平成30年 3月13日	審議
平成30年 4月 5日	答申